

研

究

帝都路政漫言

東京府書記官 菊池慎三



一

世界的に惡評を受けて居つた東京の道路も、大正十年以來繼續施行して來た鋪裝工事の進捗に依つて、大に面目を改めて來た。東京驛前の廣場も鐵道省の手に依つて工事を

施行されて居る。其の設計如何道路との接續關係都市の風致美觀の上から遺憾なきものであるか否か、若は之に關して路政當局と十分なる連絡熟議が講ぜられたかどうかは私の知らない所である。或は鐵道省の所管であり所謂道路に非ざるが故に路政當局とは没交渉に施設されて居るのでは

あるまいか。單に交通警察上の願慮を加へ警視廳當局に打合せをした程度に止まるのではあるまいか。東京驛前廣場の設計及諸施設は帝都路政上十分なる論議批判を加へる必要があると思ふ。帝都復興計畫に依つて上野驛前に新設せられる廣場は鐵道省所管でない、所謂道路となる筈であるから之は路政當局の權限範圍とされる。其の設計は復興局に於て既に出來て居る筈である。路政當局が東京驛前廣場の設計施設に没交渉であるが如きは帝都路政の上から許すべからざる不都合である。

二

明治神宮外苑道路が完成して市民は其の行届いた施設の惠澤を受けて、完備せる道路公園の有難味を實驗することが出来た様になつた。私は多年宮城前廣場に於ける道路施設の缺陷を痛感する。之も亦道路法に所謂道路に非ざるが故に路政當局の關せざる所なりと謂ふのであらうか。元來宮城前廣場の道路は二重橋前から馬場先門へ四十間の幅員

の道路、大手門前から日比谷公園横へ三十間の幅員の道路が十字形に交叉をして居る。何れも市區改正事業として日露戰爭後に實行されたもので凱旋道路と稱せられて居る。其の他は櫻田門から來た道路に接続し、二重橋前から坂下門桔梗門に接し、更に現在の警視廳内閣のバラックの中を和田倉門に接し馬場先門に通ずる道路がある。宮城前廣場は世傳御料に屬するので、市區改正事業として改修を加へたに拘らず路線認定が出來て居らないのではあるまいか。復興事業として復興局の施工した東京驛前より直通する四十間の幹線第八號街路に付ては、樞密顧問及皇族會議の議を経て復興局長官の爲地上權を設定してある。私は或は御料地たるが故に或は各省所管用地たるが故に實際の道路たるものが、或は形式上の道路とならず、或は連絡接続すべき道路が之が爲に中斷せられて居るが如き實狀を以て不都合の甚しきものと考へるのである。路政の復興の爲に路政の權威の爲に速に宮城前廣場及道路の法律上の地位を明確にする必要があると思ふのである。

私の宮城前廣場に付て云爲するは單なる路政上の手續形式の爲に云ふのでは無い。之を明治神宮外苑道路に比較し之を舗装工事の進捗した市内道路殊に丸の内界隈の道路に鑑み、宮城前廣場の道路が舊態依然たることを以て甚だしく失態であると思ふ次第である。抑も東京市の道路改良に付ては皇室に置かせられても深く、御軫念あらせられ、大正九年五月、御内帑金三百萬圓の、御下賜金があつたのである。東京市は夫から總工費三千九百萬餘圓の繼續事業計畫を定め後震災の結果焼失地域の舗装事業を除外して千八百八十五萬圓に縮少し着々市内道路の路面改良を實施し來つた次第である。二重橋拜觀に來る無數の國民の爲にも道路施設は緊急の問題である。東京市中類例のない廣い道路でありながら歩車道の境界すらもない、街路樹の植栽もない、自動車が砂塵を揚げて徒歩の國民を苦しめて居る。曾ては市中唯一の自動車疾走道路とされたが、近來は時速十

哩の制限道路となつて寧ろ滑稽な感がする程遅々として蟻牛の如く徐行せしめて居る。自動車の速度制限は砂塵を防ぐのが目的（又は目的の一）であると云ふが、夫ならば尙更舗装工事を施すべきである。宮城前廣場に對しては復興局の幹線第八號街路が東京驛方面から、幹線第十四號街路が大手門方面から其の街路の始端又は終端迄舗装工事をし、てピタリと止まつて居る。又馬場先の橋日比谷側の橋の所迄東京市の舗装工事が出來て居る。何れも宮城前廣場は所管に非ずと云つた形である。私は宮城前廣場の管理施設の職責が現在何人にもありや、將た現状の如く放置されること、が何人の責任なりやを知らない。唯路政の要衝に在る者は宜しく速に關係當局に折衝し、必要あらば夫々の手續を履んで一日も速に宮城前廣場の道路施設を完備する必要があると謂ふのである。

四

二重橋前から馬場先門外に至る道路は幅員四十間延長三

百十二間、其の改修工費六萬五千五百二十五圓十九錢一厘、大手門外から元千代田町を貫き日比谷公園北側に至る道路は幅員三十間延長五百七十六間、改修工費九萬二千三百七十三圓二十三錢九厘、市區改正道路第一等第一類第八號及第九號として、明治三十八年三月頃實施せられたものである。尙當時同じく市區改正事業として一萬八千七百九十五圓三十一錢二厘を以て廓内を整理したと云ふ事であるから宮城前廣場は略々當時日露戰勝の記念事業として現在の如き狀況となつたものであらう。

五

宮城前廣場を縱横に貫通する道路は右の如く日露戰勝後施設せられたので、世俗之を凱旋道路と稱するのである。私が豫て痛罵する如く路政當局者に道路命名の意義價値を理解せざるが故に、此記念すべき事業も皇國の興廢安危の史實との因縁關係も、路政當局者自身忘れてしまつて居る。凱旋道路は伯林のジーゲスアレー巴里のエトワールか

らシャンゼリゼーの大通り、倫敦のトラファルガースクエア、羅馬のヴィアヴェンチセツテムブレーと對比して見るべきものである。ルストガーデンからウンターデンリンデンの大街路に接續し、ブランデンブルグ門を入ると、獨逸聯邦議會の議事堂廣場に出る。高く聳ゆるジーゲスゾイレからジーゲスアレーの美しい並木路がチーアガーデンを貫通する一帶の光景を想へ。普佛戰爭の大勝と獨逸帝國建設の偉業を記念する此凱旋道路廣場は、獨逸國運の隆昌を志徴する。ジーゲスアレーの兩側に於ける名將賢相の塑像や街路樹の配置の如きも亦忘れ難いものがある。巴里のエトワールの凱旋門からコンゴルドの廣場に連なるシャンゼリゼーの大通りは世界に匹濤を絶する街路美である。倫敦市街の中トラファルガースクエアの占める地位の如何なるかを思へ。羅馬の古都にも若き伊太利建國の記念街路ヴィアヴェンチセツテムブレーが、現代伊太利亞の愛國心を培つて居る。然るに我國に於ては國運を賭した日露大戰の凱旋道路なるものが國民に忘れられんとして居る。宮城前

廣場にふさはしい道路施設が講ぜられない。天然の風致を謂へば千代田城の翠色と太田道灌徳川家康以來の濠池廓壁樓門とは外國の夫に決して遜るものではない。唯此廣場に相應する所の、道路施設公園施設が出来て居らないのである。私をして痛罵せしめるならば、此如き重要な意義價値を有する道路施設の如きは、現在の如き路政當局者の手にかけるには、少しく重荷に過ぎたのであらう。宮城前廣場の施設を忘れて居る如き當局者の手に觸れるよりは、一層經世的識見あり道路の社會的意義國民の精神文化に大關係を有すること等、單なる土木技術者以上の當路者を待つて始めて私共は適當な宮城前廣場の施設を期待し得るのであらう。

宮城外廓の事に付ては明治三十八年三月東京府令第十八號に「從來國庫の支辨に屬せる皇城外廓地其の他の道路橋梁及外國公使館所屬地等の保持營繕は明治三十八年度より東京市の經營に移し其の費用は市の負擔とす」と規定されて居る。而して當分の内として國庫から東京市へ數萬圓を

交付して居る。併し宮城前廣場の道路施設の緊要なることが路政要路に徹底するならば、之に要する費用負擔の如きは別段困難な事ではあるまい。私は繰返して本工事の緊要なることを主張して置く。帝都の立關たる東京驛前廣場と共に宮城前廣場の道路施設を閑却するが如きは之を帝都路政の見地から見ても甚しく順序當を得ざるものである。路政當局者は市内道路の鋪裝完成の後に始めて氣が着く位であらうか。私は帝都路政の名譽の爲に此忘れられたる重大問題に對し、當路者が速に自發的に目醒めんことを切望して止まない。

六

「爾來區部(市内)の道路は年々修理を加ふと雖、交通頻繁にして、従つて修むれば、従て破壊し、到底舊來の方法にては不完全なるを以て、漸次道路を改築するの計畫を建て、明治十八年度に於て先づ試に淺草藏前通に十五區共有金より、九、一五九圓を投じ、碎石を以て道路を築造せり、之を

碎石道路の嚆矢とす。後明治二十二年市制の施行に依り東京市の經營に移つれり。』(東京府會沿革史の一節)私の知る所では之が我國道路鋪裝事業の嚆矢であらうと思ふ。其の後『明治四十四年度から大正二年度に涉つて内務省の道路改良試験費から補助金を得、京橋須田町間、神田佐柄木町錦町間及び本郷六丁目森川町間の車道を試験的に鋪裝したこともあるが遂に全部の計畫を樹つるに至らずして止むだ』(東京市政概要)と云ふことである。

七

私は道路に過す時間が現代大都市生活者にとつて如何に多くの割合を占めるかを思ふが故に、道路施設の良否如何は單に交通保安又は衛生關係に止まらない。國民の精神文化の上に國民情操の涵養の上に重大なる關係を有する問題であると思ふ。道路を單なる交通問題土木問題として唯物的に考察するに止まらず、廣く社會的効果精神文化の見地から高邁なる識見と超越した思想を以て迎ふべきことを唱

導する者である。都會生活者の朝な夕なに往通する道路環境の風致美觀如何は、都會を愛し人生を祝福し國民久遠の理想と想念を涵養するの源泉である。路政當局者は道路を見るに止まらず、寧ろ道路を中心として沿道建築を制限し配置結構色彩の調和整齊を求め、環境の風物と共に天然人工の風致美觀を増進するの抱負と理想と高尚なる趣味を有することを要する。私は故人太田圓三君の遺業が東京驛頭幹線街路第八號路線の設計に、芝公園内を貫ぬく幹線三十六號街路の設計に、殊に上野公園の一角を削つて多少の形狀を變更せしめながらも、尙其の出來上りが極めて當を得て居る所に、故人の風格に敬意を表する者である。今や斯人無し。土木技術界に詩趣を解し經世的識見を有する人材の輩出を翹望する次第である。

八

橋梁には公費を以て街路照明の施設をする例であるが、一般街路には公費に依る街路照明の施設は殆んど數へるに

足りない有様である。交通上保安上乃至は都市の繁榮上街路照明は從來行政施設として閑却されて居つた。路政の見地から街路照明施設の振興を圖るの急務なることは、私の豫て力説して來た所である。所が明治初年の東京市は大に街路照明に努力し、公費を以て瓦斯燈に依る街路照明が大に行はれたことは私の興味を持つ事柄である。『瓦斯は明治四年二月府廳瓦斯燈を新吉原町に建設せんことを計り、器械を英國より購入し、同年八月之を會議所に付す、是れ共有金を以て購求せしを以てなり。六年六月會議所をして街燈建設の事に任せしむ。即ち佛國人インヂネールエッチベレゲレンを雇入れ、同年十二月二十六日府廳より芝濱崎町三番地を貸與し、七年一月始めて街燈建設に着手し、同年十二月十五日全く成功す。是に於て同月十八日より其の業を開き京橋以南に街燈八十五基、八年三月三十日京橋より萬世橋の間に百九基、常盤橋より淺草橋の間並兩國廣小路に五十三基、八年五月一日幸橋山下橋數寄屋橋鍛冶橋吳服橋通へ三十基、同年六月一日淺草橋より雷神門の間六十三

基、同年十一月柳町に七基、九年一月兩國橋に三基、十年七月綠橋に二基、同八月幸橋内に四基點火す。凡そ街燈建設の數三百五十六あり。瓦斯創立より十二年六月迄經費總計金三十一萬八千五百二十六圓五十八錢三厘、收入金五萬八千六百圓二十六錢一厘、差引金二十六萬三千二百二十六圓三十二錢二厘、是れ共有金より支出する總額なり。瓦斯點火費は舊會議所及區戶長等協議し毎月費額を折半して其の線路の地主並表住居人に賦課せり。然るに八年六月まで收入僅に金千八百八十九圓七十八錢五厘其餘は不納に屬す。故に此法の到底維持すべからざるを慮り、追て點火費賦課の良法を得るまでは、府税を以て支辨すべきに決し、十年三月より十二年六月まで府税支出高金二萬六千六十二圓十八錢、竟に維持して今日に達し漸く多少の贏利を得て負債支消の目途を立るに至れり。』(明治十二年十月二十四日十五區會に於ける共有金報告要領) 瓦斯事業公營のことは我地方行政史上明治初年に東京に於て實行せられ、先づ街路照明を目的として創始され後民間に供給するに至り、次で公

共團體から拂下げて今日の東京瓦斯株式會社の事業となるに至つたものゝ様である。公費を以てする街路照明も瓦斯事業拂下に依つて障礙を受け、電燈普及の時代となつても公費施設は多く顧慮せられないのであらう。私は路政當局

英國に於ける混凝土舗装

内務技師 三浦七郎

サウスワーク郡の混凝土道路

サウスワーク郡の混凝土舗装は既設のマカダム、木塊及花崗石舗装を改造せしもので、一九一九年に始まり今尙續行せられ、現在では百五線其の延長十一哩四分三に達して居る。

工事の大部分は十月より四月までの間に施行せられ、之に従事せし労働者は多くは混凝土舗装に關する經驗を有せ

者たるもの速に街路照明に關する行政施設の方策を樹立すべき必要があると思ふのである。區々たる法條の末節に拘泥し、道路法令の奴隸となつて舊來の行政範圍に踟躕するが如きは諸君の爲に甚だ探らざる所である。

なかつた。其の施工法を説明すれば、マカダム道の上表を約九吋堀鑿し之に些少の横斷勾配を附した、其の堀鑿土は洗滌して九割だけを次の比例で利用することとした。

- (1) 石 二吋乃至四分三吋 一八パーセント
- (2) 荒砂及砂利 八分五吋 六二パーセント
- (3) 細砂 二〇パーセント

(1)には、充分の砂と砂利を加へて空隙の空隙の無い二・一の混凝土を作り、下層は之とセメントの比を六・一となし、